

機能的クレームの解釈

～均等の範囲は非発明点に対しては広く適用すべきとした事例～

中国知的財産権訴訟判例解説（第58回）

温州銭峰科技有限公司
上訴人（原審被告）

温州寧泰機械有限公司
被上訴人（原審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

機能的クレームの解釈については司法解釈[2009]第21号第4条に以下の通り規定されている。

第4条

請求項において機能または効果により表されている技術的特徴について、人民法院は明細書及び図面に表された当該機能または効果の具体的な実施形態及びそれと均等な実施形態と合わせて、当該技術的特徴の内容を確定しなければならない。

すなわち、機能的・効果的なクレームの記載は許容されているものの、権利範囲は、実施例に記載の形態とその均等な形態に限定解釈される。

本事件では「上下昇降可能」等の機能的な記載に対応する実施例の構成と、被疑侵害製品の構成とが均等か否か争われた。高級人民法院は、技術特徴が発明のポイントでない場合、均等の範囲は広く解釈すべきとして、被疑侵害製品は請求項に係る発明の技術的範囲に属するとした¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

寧泰公司（原告）は、名称“切断機”と称する発明特許の権利者である。特許番号はZL201210508388.7（以下、388特許という）。388特許の申請日は2012年12月3日であり、登録日

1 浙江省高級人民法院 2016年12月30日判決（2016）浙民終506号

は2015年4月1日である。争点となった請求項1は以下の通りである。なお符号は筆者において付した。また下線は争点となった文言である。

1. 切断機において、

フレームを含み、フレーム上に固定設置される下切刀(1)及び下切刀(1)上方に設置される上切刀(2)を備え、前記上切刀(2)と下切刀(1)には相互に組み合わされる上切削面(18)及び下切削面(10)を設けてあり、

前記上切刀(2)または下切刀(1)上には基準ブロック(3)が設けられ、該基準ブロック(3)上に切刀の切削面と同一平面内に存在する基準面(17)を有し；

前記フレーム上には上下昇降可能な上切刀取付板(6)が設けられており、前記上切刀(2)は上切削面(18)に沿って垂直方向に移動可能に上切刀取付板(6)上に設置されており、かつ上切刀(2)は上切刀取付板(6)下方に位置しており；

前記上切刀(2)と上切刀取付板(6)との間には、基準ブロック(3)上の基準面(17)を下切削面(10)上に接近させる、または、上切削面(18)を基準ブロック(3)上の基準面(17)に接近させる弾性プリテンション装置(25)が設けられており、前記上切刀(2)には上に延伸される上支持部(9)が設けられ；

前記上切刀取付板(6)上には、上支持部(9)に相対する第一通孔(15)が設けられ、上切刀取付板(6)上には、第一通孔(15)の両側に相互に平行な第一支持板(16)及び第二支持板(21)が設けられ、第一支持板(16)と第二支持板(21)の間には少なくとも一つの平置ガイドロッドが設けられ、かつ該平置ガイドロッドは上切削面(18)に対し垂直であり；

前記上支持部(9)の上部を貫く第一通孔(15)第一支持板(16)と第二支持板(21)との間に位置し、かつ上支持部(9)の上部にはさらに平置ガイドロッドと組み合わされる平置ガイドスリーブが設けられ、上支持部(9)を平置ガイドロッドに沿って移動させ；

前記第一支持板(16)と上切削面(18)は上切刀(2)の両側に位置し、前記弾性プリテンション装置(25)は、第一支持板(16)と上支持部(9)との間に設置されるプリテンションスプリング(24)を含む。

